

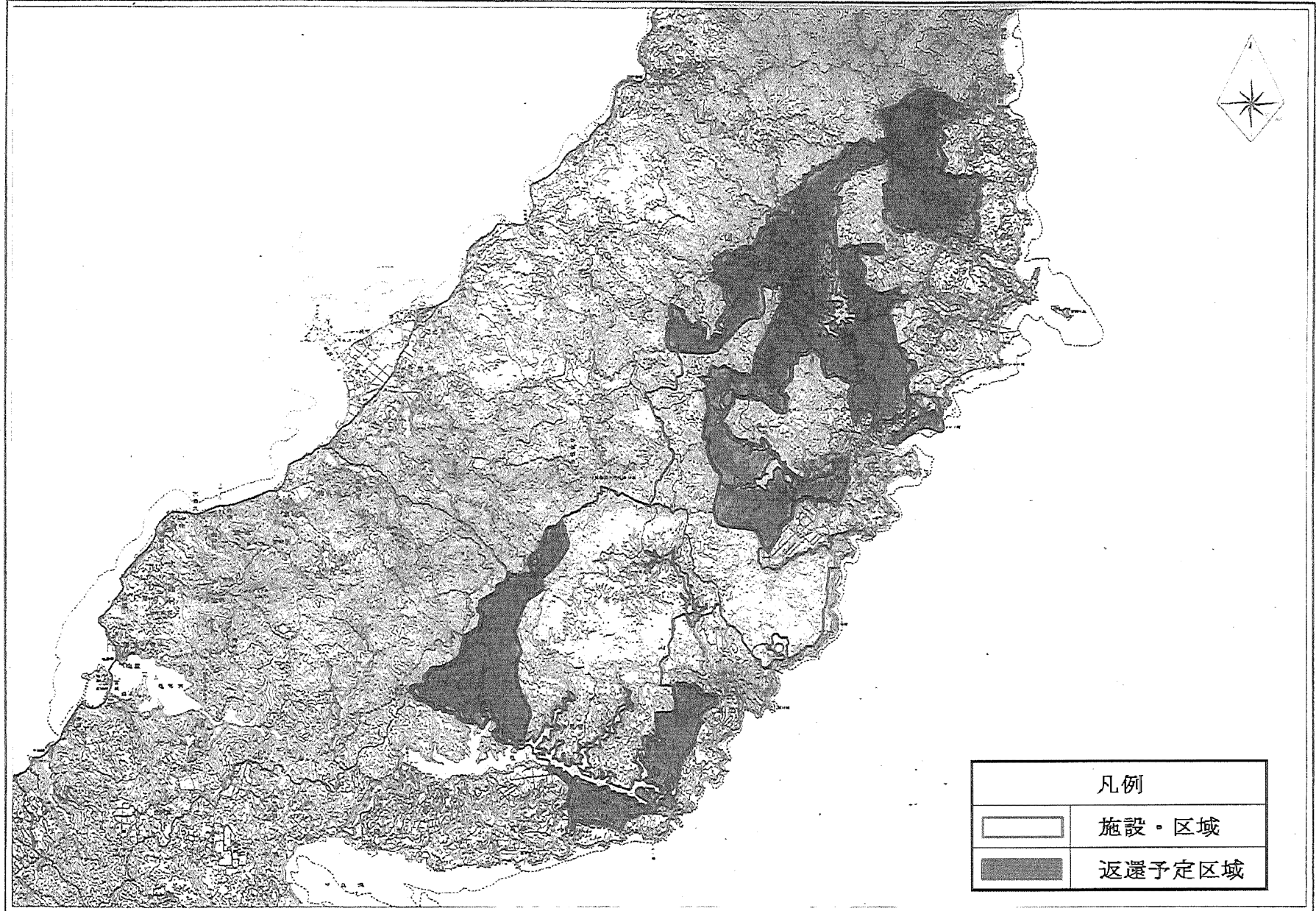
駐留軍用地の返還に関する実施計画の案

返還が合意された施設及び区域の名称	FAC6001 北部訓練場
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	約40,100,000㎡
返還の予定時期	平成28年12月
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>(1) 建物：なし</p> <p>(2) 土地に定着する物件：境界杭・表示板等</p> <p>2 除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間</p> <p>1年～1年6か月程度</p>
<p>返還に係る区域において国が行う調査</p> <p>(調査の事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無</p>	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>約40,100,000㎡</p> <p>2 調査の方法</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間 ※1</p> <p>1年～1年6か月程度</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p> <p>別紙のとおり</p>

注 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれている期間」を単に合算した期間とはならない。

また、これらの期間に大幅な変更があれば、別途通知する。

※1 「調査に要すると見込まれている期間」には、調査に要する期間だけではなく、調査の結果、確認された土壌の汚染の処理期間等も含んでいる。



1 : 50,000

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

(1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

(2) 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

(3) 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

(4) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（4）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

(1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(2) 水質の汚濁

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(3) 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖繩不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

(4) 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。